

## 開示等請求／訂正等請求に当たっての必要書類について

### 【本人からの請求の場合】

●本人確認書類として下記①～⑨のうち一部。

①運転免許証の写し	⑥福祉手帳（証書）の写し
②パスポートの写し	⑦*戸籍謄本（抄本）
③外国人登録証明書の写し	⑧*住民票
④健康保険証の写し	⑨*印鑑登録証明書
⑤公的年金手帳（証書）の写し	—
<p>①～⑥については、有効期限内、かつ、現在有効なものに限ります。          ただし、*印の書類は発効日から3ヶ月以内の原本に限ります。          ※本人確認書類に印鑑登録証明書を用いる場合は、請求書類に実印の押印が必要となります。          ※運転免許証に本籍地の記載がある場合、コピーの本籍地は塗りつぶしてください。</p>	

### 【代理人からの請求の場合】

●本人及び代理人の本人確認書類（上記参照）に加えて下記の書類。

代理 権 確 認 書 類	法定代理人	親権者	*本人と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または*住民票
		未成年後見人	*本人と代理人の関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書、もしくは*後見人登記の登記事項証明書
		成年後見人	裁判所の選任決定書、または*後見人登記の登記事項証明書
	任意代理人		委任状
<p>*印の書類は発効日から3ヶ月以内のものに限ります。          ※代理権確認書類が、本人または代理人の本人確認書類に当たる場合は、該当する者の本人確認書類は不要となります。</p>			

※個人情報の開示結果に基づき訂正等のご請求を行う場合において、請求日が個人情報の開示に関する回答書の発行日から1ヶ月以内である場合には、上記の書類を提出する必要はございません。但し、当該開示請求を行ったものと異なる代理人が訂正等のご請求を行う場合には、いずれの場合にも代理人からのご請求の場合に必要な書類をご提出ください。

（開示等請求書/訂正等請求書、本人確認書類の取り扱いについて）

開示等請求書/訂正等請求書は、ご請求に適切に対応するために使用いたします。

本人確認書類は、正当な権利をもつ本人又は代理人からの請求であることを確認するために利用いたします。これらの個人情報は、法令等で定められた場合を除いては、本人の同意なく第三者に提供することはありません。書類に不足がある場合には、ご請求にお答えすることができない場合があります。

個人情報統括管理責任者

書類の送付先及び個人情報保護に関するお問い合わせ先

〒170-6017 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社ファミリーマート お客様相談室宛

電話番号：0120-079-188（土日を除く 9:00～17:45）